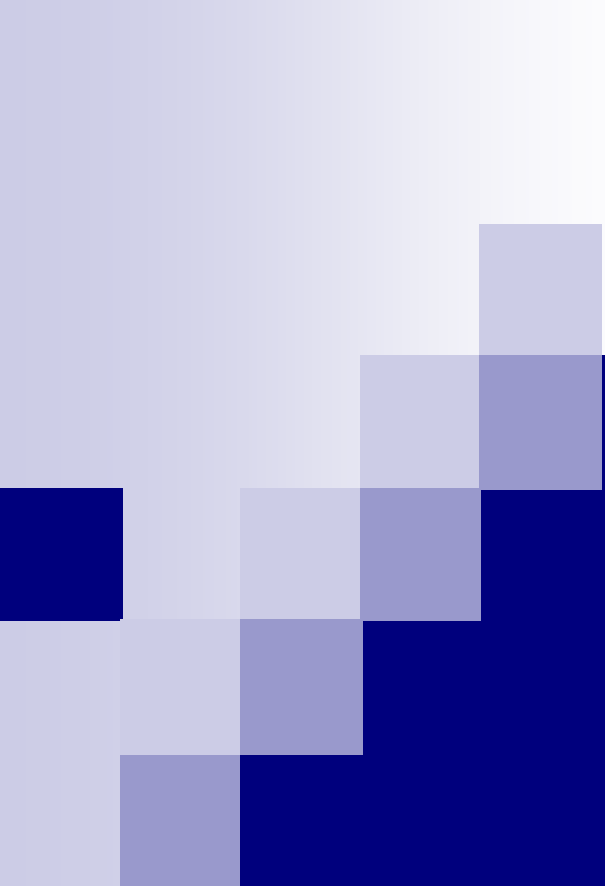




日本の経済連携協定 (EPA)の概要 ～Q&A～

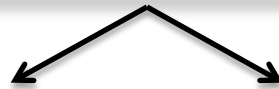
財務省関税局

目次

Q1 EPAって何？

Q2 日本はどの国とEPAを結んでいるの？

Q3 EPAでどのくらい関税が安くなるの？



Q4 日本に輸入する場合のEPA税率を調べるためには、どうすればいいの？

Q5 海外に輸出する場合のEPA税率を調べるためには、どうすればいいの？



Q6 EPAを使うと、関税が安くなるというのは分かったけれど、そのためには何をすればいいの？

Q7 関税が安くなる以外に、EPAにはどんないいことがあるの？

EPA利用の実態

- 輸出において、中小企業のEPA利用割合が低い。
- 中小企業がEPAを利用しない理由としては、EPAの制度や手続きを知らないことが最大の要因。

<EPAを利用している企業の割合>

※我が国のEPA対象国の一カ国以上と輸出又は輸入を行っている企業の中で、一つ以上のEPAを利用している企業の割合。

	輸出	輸入
大企業	41.8%	39.1%
中小企業	24.1%	34.7%

(出典)JETRO世界貿易投資報告(2012年版)より作成

<EPAを利用していない理由(中小企業)>

項目	割合
EPAの制度や手続きを知らない	29.9%
輸出先の一般関税率が無税	17.7%
輸出先の一般関税率とEPA税率の差が少ない	16.3%
輸出加工区や各種保税地域などEPA以外の制度により輸入時の関税が免税されている	10.8%
EPAの原産地基準を満たさないためEPA税率を適用できない	8.2%
その他(第三者を通じた間接輸出である、輸入者からの要請がない、輸出額が少ない、 原産地証明書取得手続きが煩雑・高コスト 、輸出品目がEPA対象外、三国間取引のため)	19.1%

税関・財務局による輸出者へのEPA利用支援

- 相手国でEPA税率を適用するには、製品がEPA原産品であることを証明する
原産地証明書の発給申請及び取得が必要（我が国における発給当局は日本商工会議所）
- EPAの原産品か否かの判断には、原産地規則や関税分類の理解が必要

各税関・財務局におけるEPA利用セミナーの開催

（各地の商工会議所や財務局と連携）

各税関における輸出の個別相談

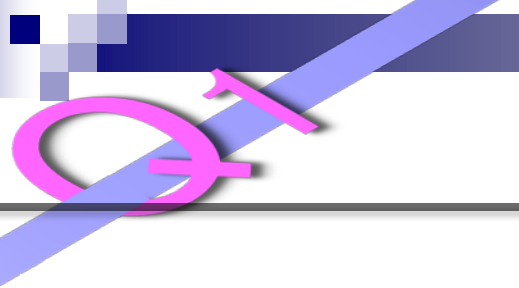
（原産地規則、原材料の関税分類（HS番号））

原産地証明書取得

（日本商工会議所）

輸出

（相手国の輸入時に、原産地証明書に基づきEPA税率を適用）



EPAって何？

関税率には、法律で定められている税率と、WTO加盟国などに対して、この税率を超えて引き上げない又はこの税率を適用すると国際的に約束した税率（WTO協定税率）があります。これらの税率は、「最恵国待遇（MFN）」（ある国に対して適用する税率を他の国にも同様に適用しなければならない義務）が課せられており、一般的に「MFN税率」と呼ばれます。

自由貿易協定（FTA）は、こうした一般的な関税の取り扱いの例外として、協定を締結した国との間の貿易については、MFN税率よりも低い関税率を適用することを認めるものです。

なお、我が国では貿易の自由化に加え、投資保護、知的財産保護、競争政策におけるルール作り等の貿易関連非関税分野についても対象とするものを特に経済連携協定（EPA）と呼んでいます。

EPAって何？

WTO、EPA／FTAの関係

WTO＝世界貿易機関

(World Trade Organization)

- 150以上の加盟国・地域で、モノ・サービスの貿易自由化や貿易関連のルール作り(知的財産のルール等)を行っている。
- 加盟国は他の全加盟国の同種の製品について同じ関税率を適用(＝最恵国待遇)。
- 1度の自由化で留まらず、自由化交渉(ラウンド)を繰り返し実施。
- 紛争処理システムを備える。

加盟国・地域が多い

扱う分野が広い

FTA＝自由貿易協定

(Free Trade Agreement)

- 一部の国・地域の間だけで、モノ・サービスの貿易をWTOよりも自由化。

モノの貿易自由化
(関税を下げる)

サービス貿易の
自由化

EPA＝経済連携協定

(Economic Partnership Agreement)

- モノ・サービスに加え、投資の自由化、規制の緩和、制度の調和等、幅広い経済関係を強化。

投資自由化、
ルール整備

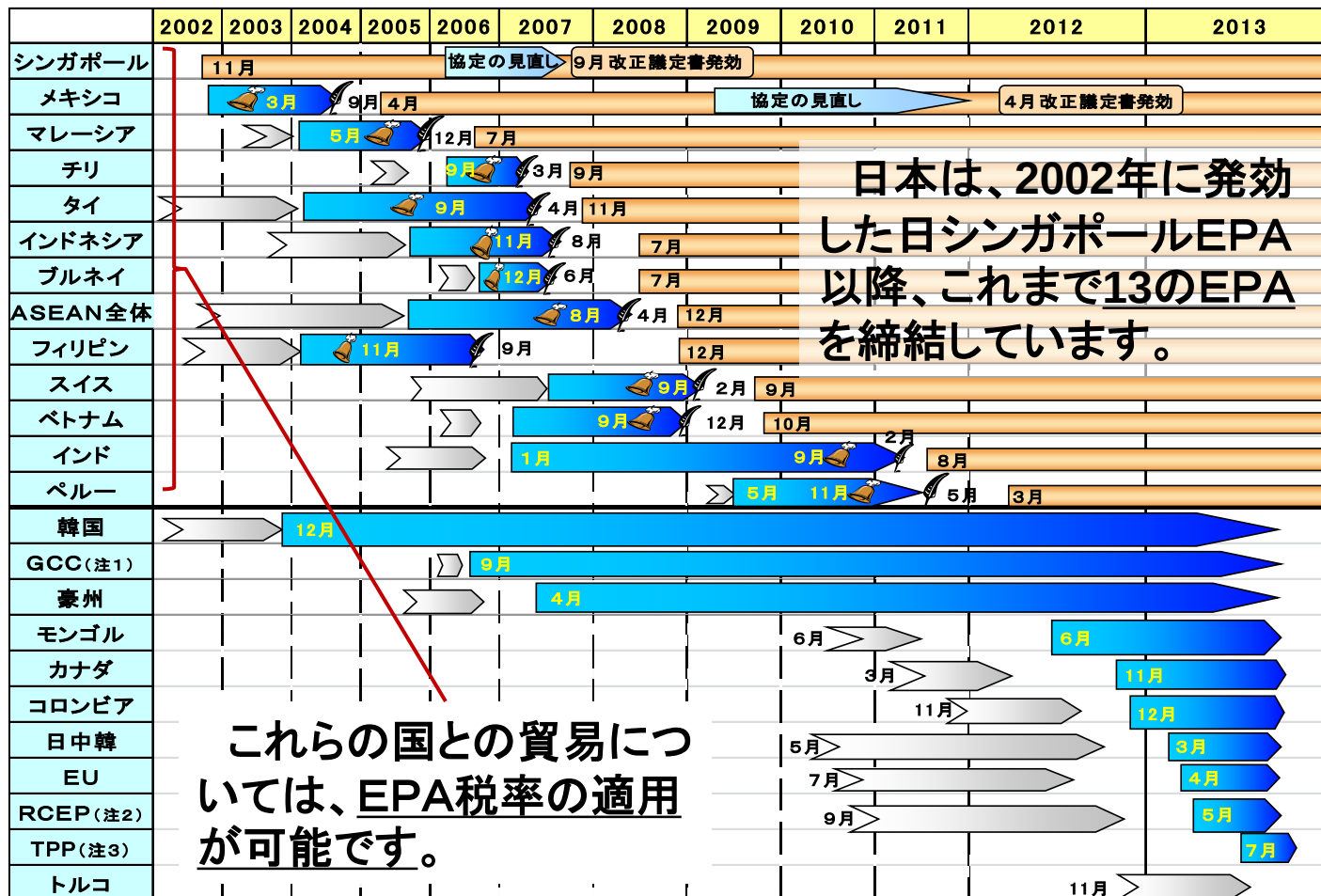
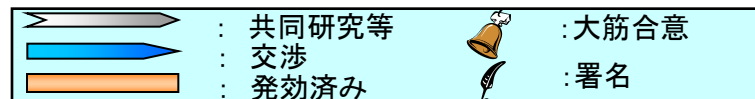
規制の緩和、
制度の調和

様々な
協力

自由化がより進んでいる

日本はどの国とEPAを結んでいるの？

各国とのEPAの進捗状況



日本は、2002年に発効した日シンガポールEPA以降、これまで13のEPAを締結しています。

これらの国との貿易については、EPA税率の適用が可能です。

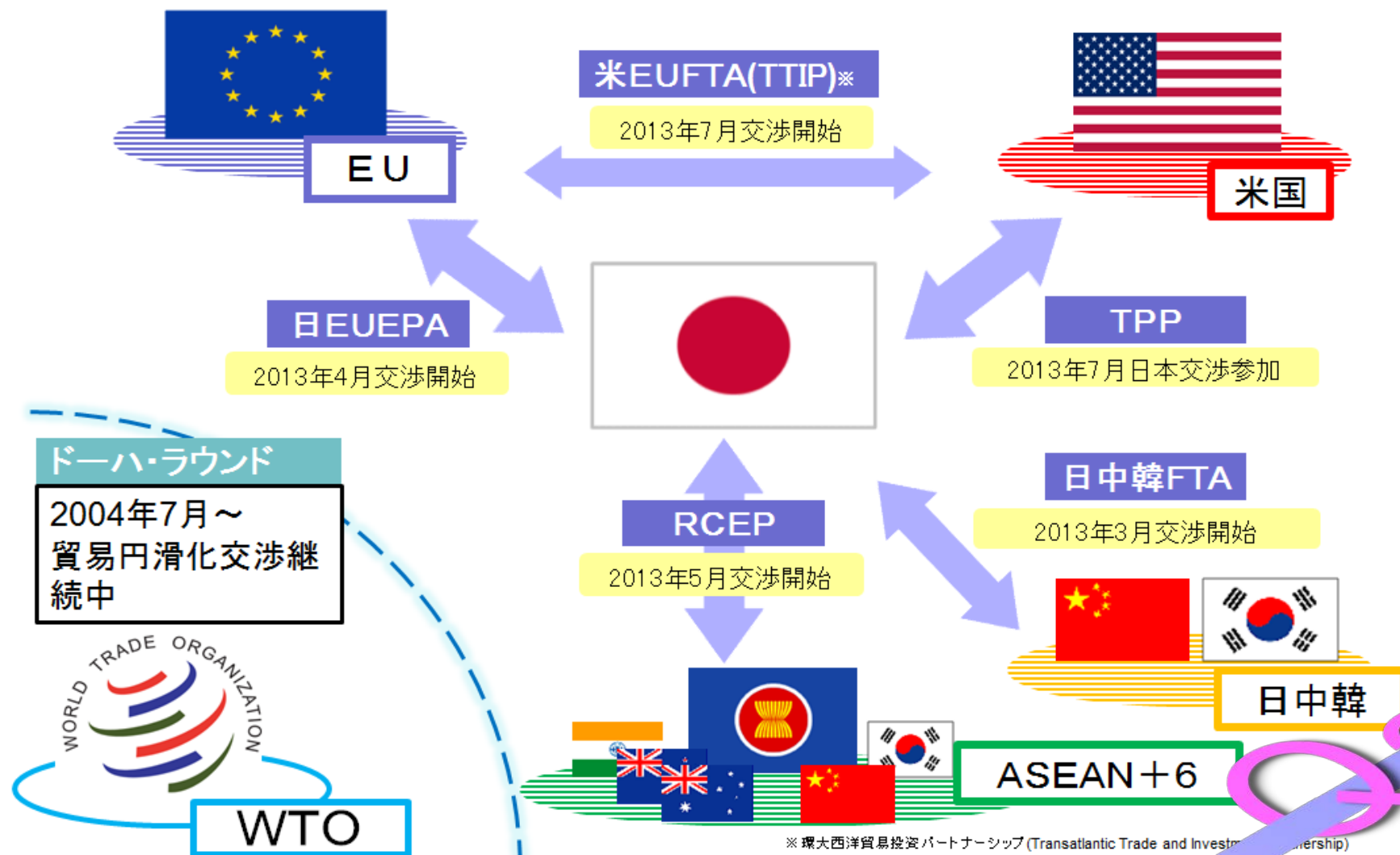
(注1)GCC(湾岸協力理事会) アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計6か国)

(注2)RCEP(東アジア地域包括的経済連携)交渉参加国:ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計16か国)

(注3)TPP(環太平洋パートナーシップ協定)交渉参加国:シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)

日本はどの国とEPAを結んでいるの？

また、現在我が国が交渉を進めているEPAには多国間で締結されるEPAが多くあります。



日本はどの国とEPAを結んでいるの？

15.4% その他

- ・台湾(4.2%) ・香港(2.5%) ・ロシア(2.0%)
- ・メルコスール(1.3%)
- [うち ブラジル(1.1%)、アルゼンチン(0.1%)]
- ・イラン(0.5%) ・南アフリカ共和国(0.6%) 等

0.2% 予備交渉的作業中

- ・トルコ(0.2%)

65.5% EPA交渉段階

- ・中国(19.7%)
- ・韓国(6.1%)
- ・EU(9.8%)
- ・GCC(10.8%)
- ・米国(12.8%)
- ・オーストラリア(4.4%)
- ・カナダ(1.4%)
- ・モンゴル(0.02%)
- ・コロンビア(0.1%)

(出典)財務省「貿易統計 国別総額表」2012年(確定値)より作成

18.9% EPA発効済

- ・ASEAN(15.3%) ・メキシコ(0.9%)
- ・チリ(0.7%) ・スイス(0.7%)
- ・インド(1.0%) ・ペルー(0.2%)
- (ASEAN メンバーのうち二国間
EPAも発効済の国)
- ・タイ(4.0%) ・インドネシア(3.1%)
- ・マレーシア(3.0%) ・ベトナム(1.5%)
- ・フィリピン(1.3%) ・ブルネイ(0.4%)
- ・シンガポール(1.9%)

84.6% EPA発効済・交渉段階の国

EPAでどのくらい関税が安くなるの？

EPAでは、一般的な関税率から、相手国との交渉によりさらに関税率を引き下げていますので、多くの物品で関税を節約できます。

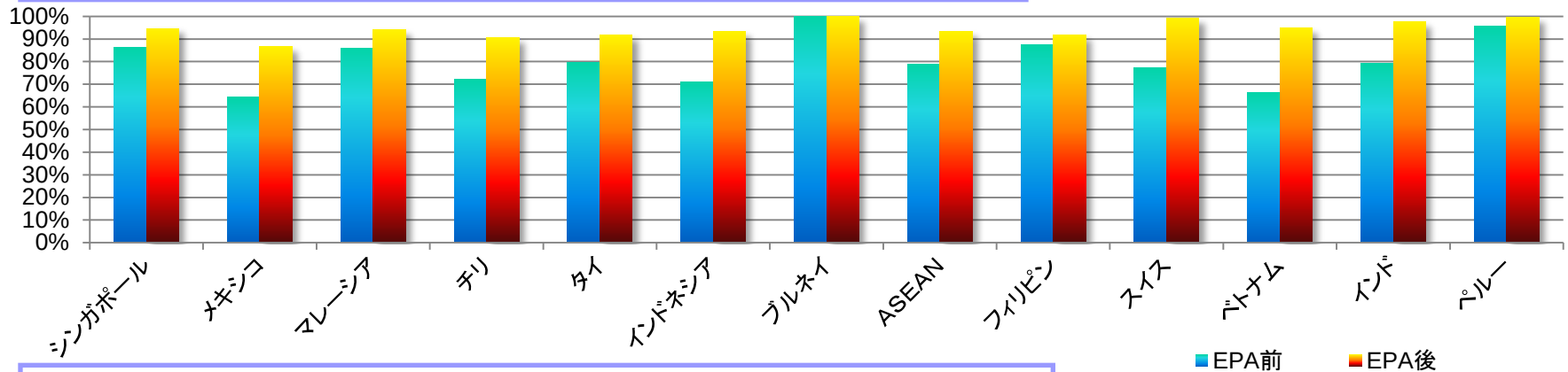
輸出国	商品例	通常の税率 (MFN税率)	EPA税率
メキシコ	乗用車	20%	0%
	サングラス	10%	
マレーシア	エアコン	30%	
	ギアボックス	25%	
タイ	自転車	30%	
	タイヤ	10%	
インドネシア	体重計	5%	
	ブルドーザー	10%	
フィリピン	電子レンジ	3%	
ペルー	テレビ	6%	

表：EPAによって関税が免除される例
(経産省パンフより)

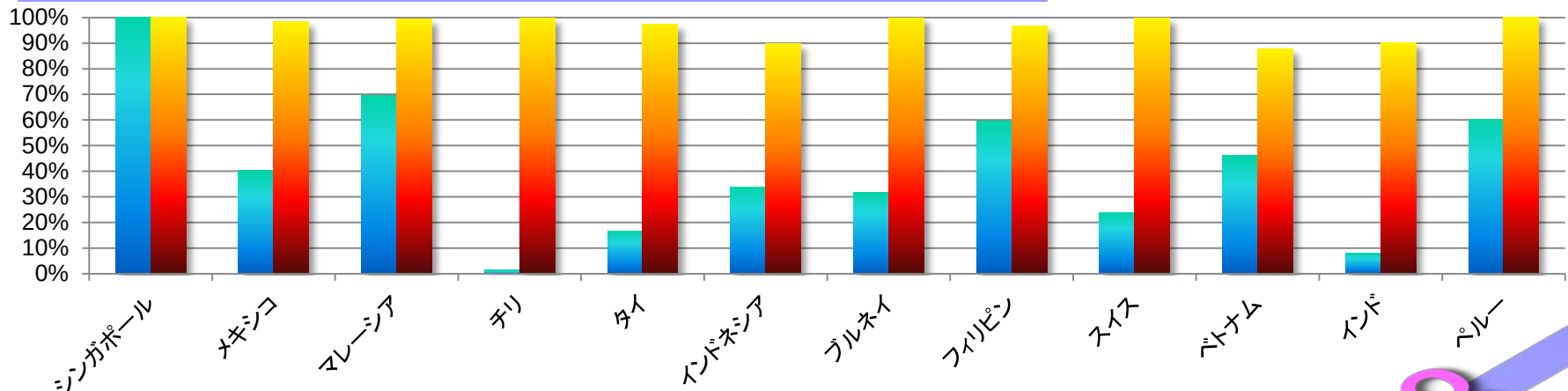
EPAでどのくらい関税が安くなるの？

我が国のEPA締結前後の自由化率(貿易額ベース)

①相手国から日本に輸入する場合の日本の関税の無税化率



②日本から相手国へ輸出する場合の相手国の関税の無税化率



※ EPA後の無税化率は、EPA発効後10年以内の関税撤廃の割合を意味する。

※ EPA前の無税化率は、それぞれのEPA交渉において基準とした一定の時点での関税無税の割合を意味する。

日本に輸入する場合のEPA税率を調べるためには、どうすればいいの？

Firefox (税関ウェブサイト 実行関税率表) <http://www.customs.go.jp/tariff/>

www.customs.go.jp/tariff/2013_4/data/i201304j_20.htm

よく見るページ Firefox を使いこなそう

トップ > 貿易統計 > 輸入統計品目表(実行関税率表) > 輸入統計品目表(実行関税率表)実行関税率表(2013年4月版) >

第4部 調製食品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品
第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

統計番号 番号 HS. code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)							
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN
20.01	食酢又は酢類により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分													
2001.10	きゅうり及びびんがーキン													
100	1 砂糖を加えたもの	15%		(15%)	12%	無税	3.5%	無税	3.3%	4.4%	4.4%	5.5%	6.8%	6.8%
200	2 その他のもの	12%		(12%)	9%	無税	4.4%	無税	2.5%	3.3%	3.3%	4.1%	5.5%	5.5%
2001.90	その他のもの													
110	1 砂糖を加えたもの (1) パパイア、ボポー、アボカド、グアバ、ドラゴン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	10%		7.5%	3.8%	無税	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税
120	(2) スイートコーン	17.5%		10.5%		無税								4.8%
130	(3) ヤングコーンコブ	28%		16.8%		無税								10.1%
140	(4) その他のもの	15%		(15%)	12%	無税								6.8%
210	2 その他のもの (1) パパイア、ボポー、アボカド、グアバ、ドラゴン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ	10%		6%	3%	無税								無税

品目分類

WTO税率

EPA税率

Google 日本

実行関税率表

Google 検索 I'm Feeling Lucky

物品を日本に輸入する場合のEPA税率は、税関のウェブサイトの「実行関税率表」で調べることができます。 ← 「実行関税率表」で検索！

海外に輸出する場合のEPA税率を調べるためには、どうすればいいの？

WorldTariffSM
HS Number Search

Preferential Duties and Taxes for 8703.90.99 Ex

仕向け国/輸先

Mexico

類/部名

87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories

項

8703 - MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR

テキスト

番号

リセット

Submit

Mexico - Chapter 87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories thereof

[Section Notes](#) [Chapter Notes](#) [End Notes](#)

メキシコに自動車(870390)を輸出する場合。

日本貿易振興会(JETRO)が契約しているWorld Tariffを使えば、日本に居住している方は、我が国がEPAを締結している国を含む175カ国の関税率を調べることができます(JETROのページからユーザー登録が必要です(無料))。

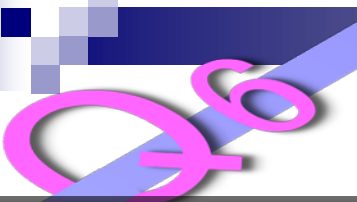


(JETRO 世界各國の関税率)

<http://www.jetro.go.jp/theme/trade/tariff/>

Israel	Free	European Union Trade Agreement
Israel	Free	Israel Trade Agreement
Italy	Free	European Union Trade Agreement
Jamaica	20%	MFN Applied
Japan	Free 12, 50, 60	Mexico- Japan Free Trade Agreement
Jordan	20%	MFN Applied
Kazakhstan	20%	MFN Applied
Kenya	20%	MFN Applied

日メキシコEPAを利用すれば、関税なしで輸出することができる。



EPAを使うと、関税が安くなるのは分かったけれど、そのためには何をすればいいの？

①日本とその国がEPAを締結し、物品が関税引き下げ対象となっていること

EPA税率を適用して物品の輸出入を行うためには、その物品の輸入元・輸出先が、我が国のEPA締結国である必要があり、さらに、その物品がそのEPAにおいて関税の引き下げ対象となっていることが必要です。

②EPAにおける原産品であること

EPA税率は相手国の原産品のみに適用され、そのルール(「原産地規則」)は、EPAごと、品目ごとに定められています。

③輸入する際に、税関に対し原産地証明書を提出すること

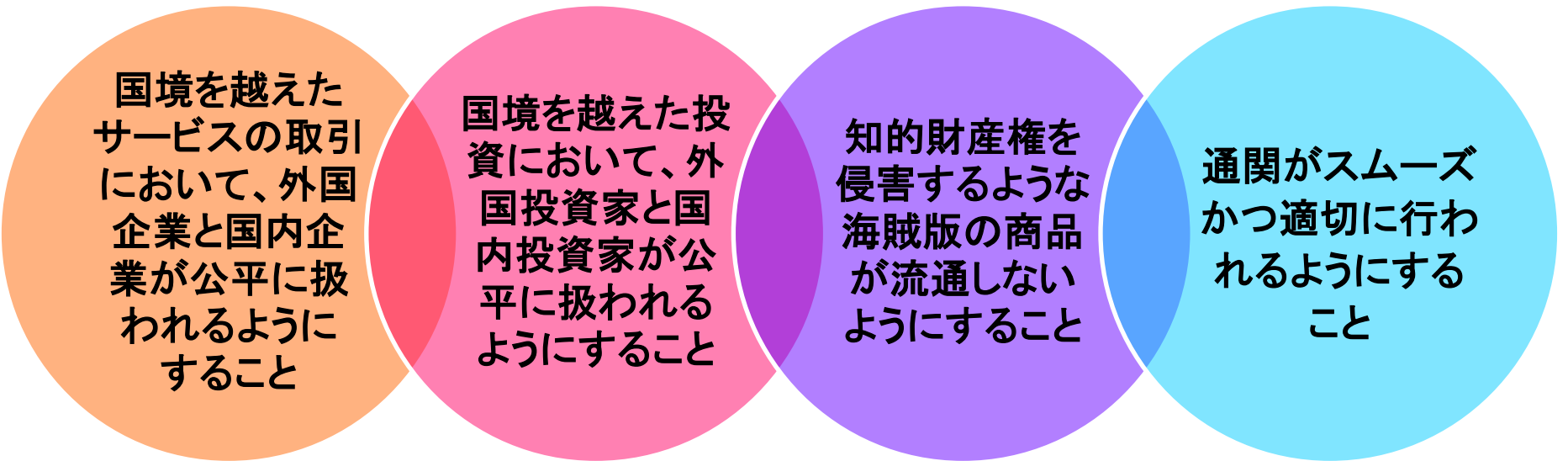
輸出入においてEPA税率の適用を要求するには、輸出者が輸出国当局などから「原産地証明書」の発給を受け、輸入者が輸入申告の際に、原産地証明書を税関へ提出し、原産品であることを証明する必要があります。

(税関ウェブサイト 我が国のEPAの協定、原産地規則)
<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>



関税が安くなる以外に、EPAにはどんないいことがあるの？

EPAは関税の引き下げ以外にも、様々な分野で国境を越えたビジネス環境の整備を図っています。たとえば、



国境を越えたサービスの取引において、外国企業と国内企業が公平に扱われるようにすること

国境を越えた投資において、外国投資家と国内投資家が公平に扱われるようにすること

知的財産権を侵害するような海賊版の商品が流通しないようにすること

通関がスムーズかつ適切に行われるようにすること

等について規定しています。